

## 低炭素社会へシフトするためには



大塚直（おおつか ただし）  
早稲田大学法学部教授。環境法研究の第一人者。学習院大学教授をへて現職。2007年より、中央環境審議会の委員をつとめる。専門は環境法と民法。著書に『環境法』、『環境法入門』（共著）などがある。

写真／坂本政十賜

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）の改正法が

今年の6月6日に成立し、6月13日に公布されました。

この改正は、先進国の温室効果ガスの排出削減を義務づけた

京都議定書の目標を確実に達成するため、

また、地球温暖化対策の一層の推進を図るために行われました。

今回の改正のポイントを、環境法に詳しい大塚直教授に聞きました。

Q1 今回の改正には、どのような社会的な背景があつたのですか？

**大塚** IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書によれば、地球温暖化の進行は深刻で、世界の温室効果ガスの大気濃度を安定化させる複数のシナリオの中で最も低い水準に抑えるには、世界の排出量を、21世紀半ばまでに2000年に比べて50%を大幅に下回る水準にまで削減する必要があります。

政府はこうした警告を真摯に受け止め、2050年までにわが国の温室効果ガス排出量を現状に比べて60～80%削減する「福田ビジョン」を示しました。そのためにもまず京都議定書で約束した「基準年度（原則1990年度）に比べて6%削減」という目標を達成しなければなりません。

しかしながら、日本の温室効果ガスの排出量は、2006年度には1990年度に比べ6・2%の増加となっています。国際的な約束の達

成はもとより、世界の議論をリードするためには、国内での排出削減に

加えて京都メカニズムの活用、森林の整備などにより京都議定書の目標との差となる12・2%を埋めることが必要です。特に国内の排出削減のための具体的な対策が重要であり、中でも温室効果ガスの排出量が伸び続けている業務部門や家庭部門における温暖化対策を強化しなければなりません。

このような状況を踏まえ、排出削減対策の追加措置を講じるとともに、さらなる長期的、継続的な排出削減のための基盤を整備するため、今回改訂が行わられたのです。

Q2 今回の改正では、主にどんな点が見直されたのですか？

これは、情報的な手法によって自発的に温暖化を抑制してもらおうというものです。

これまでこの制度では、事業所レベルで算定・報告されていました。産業部門ですとこれで約90%はカバーアイテムですが、オフィスビルや百貨店、学校などの業務部門は、個々の事業所の排出量が少なく、算定・報告を求められる基準には満たないため、その大半が制度の対象ではありませんでした。

今回の改正は、業務部門の排出削減を強化しようというのが大きなポイントですから、算定・報告してもらう単位を今までの事業所単位から、企業単位にしました。企業単位になると、個々の事業所の排出量を合算して企業としての排出量の総量を算定・報告しなくてはなりません。

うに改正されたのです。

算定・報告・公表制度を企業単位・法人チャイズチャーン単位に拡大することで、これまで漏れていた排出量を見逃さないようにしたのです。こうすることで、業務部門のカバー率は、これまでの約13%から約50%まで押し上げができると想定されています。

企業や法人チャイズチャーンで、こうした動きに賛同する傾向にありますから、業務部門の排出抑制にはかなりの効果が期待できると思います。

Q3 事業部門の抑制を図るために、他にも何か見直された点というはあるのでしょうか？

事業者は、高効率の冷暖房機器や製造施設の導入を図るなど、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の選択や、オフィス機器や照明の使用方法などで必要な措置を講ずるように努めなけ

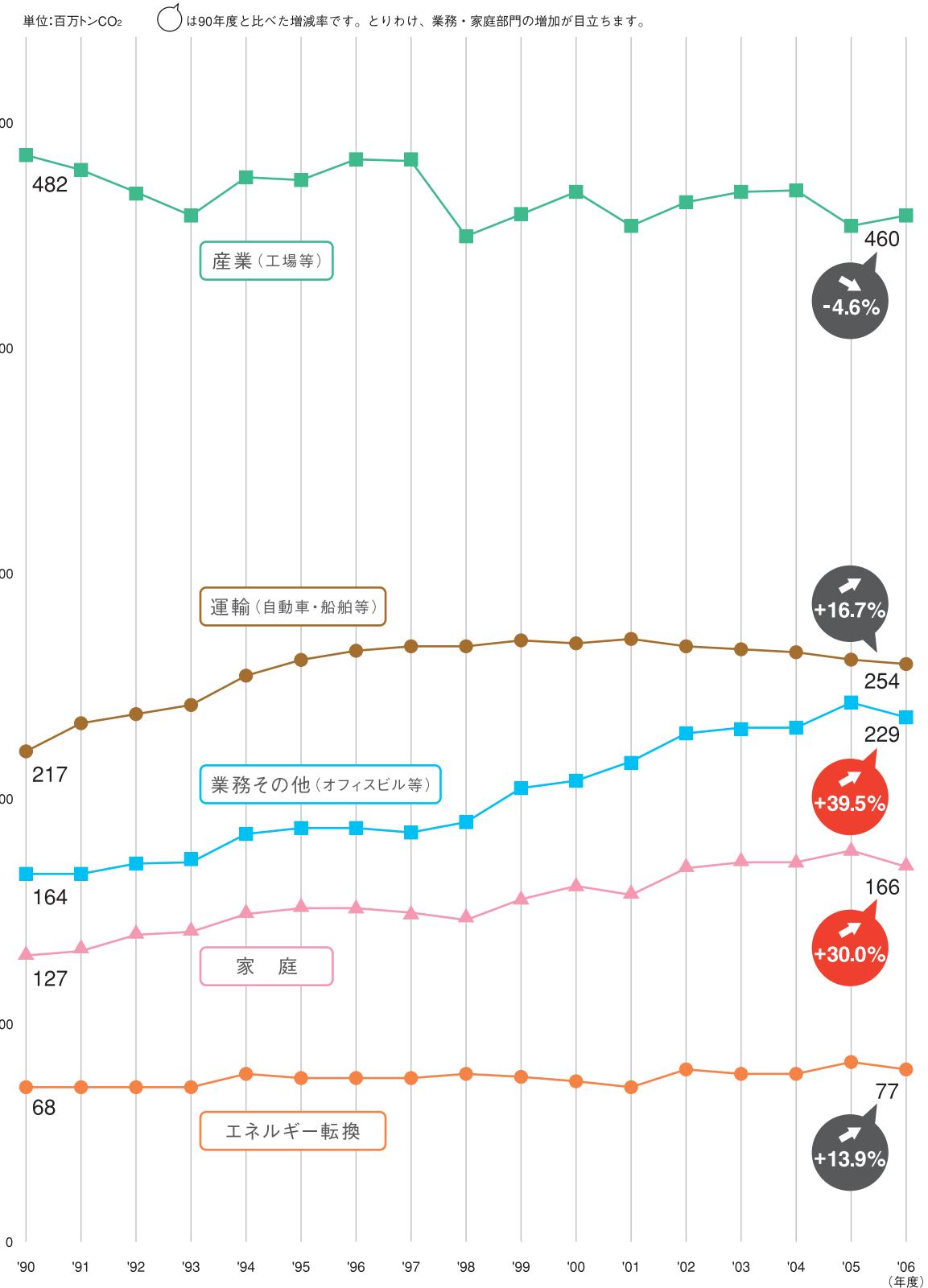
どです。そこで、フランチャイズチャーン単位でも算定・報告するよ

うな手法があります。温暖化対策にはいろいろな手法がありますが、こ

れは、情報的な手法によって自発的に温暖化を抑制してもらおうというものです。

算定・報告・公表制度を企業単位・法人チャイズチャーン単位に拡大することで、これまで漏れていた排出量を見逃さないようにしたのです。こうすることで、業務部門のカバー率は、これまでの約13%から約50%まで押し上げができると想定されています。

## 部門別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移



ればなりません。また、省エネ製品の開発など、国民の日常生活における排出抑制の取り組みに寄与する措置を講ずるよう努めなければなりません。国では、こうした措置の適切な実施を図るために、事業者が講すべき措置を示すとともに、一定の用途区分ごとに、排出原単位（床面積など経済活動の量を代表するものの単位量当たりの排出量）による望ましい水準を示した指針を策定し、必要に応じて事業者に対して助言を行なうこととも考えられます。12月ごろには、こうした事項が盛り込まれた指針が政府から発表される予定です。

指針を定めることで、事業者に対して、事業に伴う温室効果ガスの排出抑制と国民生活に関する排出抑制に寄与するように努力義務を明確にし、業務部門・家庭部門の排出削減を目指そうというものです。家庭部門の指針に関連して、現在、「CO<sub>2</sub>の見える化」が検討課題に上がっています。例えば、商品の製造等や、サービスの提供に伴う温室効果ガス排出量を定量的に「見える化」し、

消費者に提示するといった手法が検討されています。この例などは、こうした「CO<sub>2</sub>の見える化」を促進することで、抑制する気運をどんどん高めていくというものです。

**Q4 業務部門や家庭部門の削減策以外にも、今回の改正で見直されたことは何がありますか？**

**大塚** 地方の取り組み促進を加速させるように見直された点ですね。地方自治体は、庁舎や公共施設の省エネ対策など、自ら計画を策定して温室効果ガスを減らす努力をするだけではなく、都道府県、政令市、中核市、特例市については、地域全体の排出削減を推進するため、計画を策定しなければならなくなつたことです。

そして、地域全体の排出削減のための取り組みについての計画を策定する上で、太陽光、風力など化石燃料以外の自然エネルギーの導入促進や、地域の事業者・住民による省エネ対策、公共交通機関の利用促進、3Rの徹底など、具体的できめ細か

**Q5 改正法の施行スケジュールはどうなっているのでしょうか？**

**大塚** 地域の取り組みの強化は、公布日の6月13日からです。企業単位・フランチャイズチェーン単位での温室効果ガスの算定は平成21年度から、その報告は平成22年度から開始します。指針の策定、公表は、公布日から半年以内の政令で定める日です。

この改正法によって、特に業務部門、家庭部門、そして地方自治体などは、温室効果ガスの削減に向けていよいよは言うまでもありません。

いずれにしても、環境問題に取り組むステークホルダーが、個々の立場や利益を超えて、地球全体の環境を考えるという視座をもつて、積極的に取り組んでいかなくてはならない

な対策をその地域の特性に応じて盛り込むことが求められるようになります。

さらに、この内容は都市計画や農業振興地域整備計画などの策定・実施に当たって配慮しなければなりません。都市計画などと連携が図られるとなると、街づくりにおいて、コンセプトやグランドデザインの段階から温暖化対策を意識しなければなりませんから、かなりの効果が期待できると思います。

**Q6 その進捗状況によつて、効果がはかばかしくなかつた場合には、どうするのでしょうか？**

**大塚** そうなつた場合には、さらに新しい対策を実施しなければならないでしょう。現在考えられるそうした抜本的な対策は、主に4つあると思います。国内排出枠の取引や環境税、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度やサマータイム制などです。それぞれに反対意見も多く、現在、議論が進められているところです。

いずれにしても、環境問題に取り組むステークホルダーが、個々の立場や利益を超えて、地球全体の環境

を考えるという視座をもつて、積極的に取り組んでいかなくてはならない